

令和3年度 政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

登録政治資金監査人を全国各地において今後も安定的に確保できるよう、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、効果的な周知・広報に取り組み、登録時研修を着実に実施する。

また、これまでに実施した研修の結果も踏まえ、研修受講機会の確保等について検討を行う。

《審議スケジュール（案）》

○令和3年7月

研修受講機会の確保等について検討

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等からの質問等を踏まえ、必要に応じ、政治資金監査に関する具体的な指針等（※）について追加等の検討を行う。

（※）政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）

政治資金監査に関する Q&A

3 政治資金監査の質の向上

（1）フォローアップ研修について

政治資金監査実務に関する知識の向上に資するため、昨年度に引き続き、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を実施する。

また、研修参加者アンケート等を踏まえ、研修受講機会の確保など研修実施のあり方について検討を行う。

さらに、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象者に対する研修参加の呼びかけの継続等、フォローアップ研修への参加の促進を図る。

《審議スケジュール（案）》

○令和3年7月

今年度のリモート研修方式によるフォローアップ研修及び今年度下半期の研修実施計画について検討

○令和3年10月

今年度の研修実施計画の追加について検討

○令和3年12月～令和4年3月

来年度の研修内容等について検討

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

登録政治資金監査人への注意喚起によって政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげ、政治資金監査のより適確な実施を図ることを目的として、平成26年分～令和元年分の6ヶ年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の取組を行ってきた。

令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組についても継続して行うこととしており、本年12月に都道府県選挙管理委員会等から報告を受領した後、速やかに個別の指導・助言の対象等に関する審議を行う。

また、個別の指導・助言の実施に当たっては、引き続き関係士業団体とも連携・協力していく。

《審議スケジュール（案）》

○令和3年10月

令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組の方針について確認等

○令和3年12月

都道府県選挙管理委員会等からの報告に基づく個別の指導・助言の対象等に関する審議

4 その他

適宜、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた必要な対応について検討を行う。